

審 査 基 準

基準の名称	職業訓練法人の解散の認可基準		
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要	
職業能力開発促進法	4 0 - 2	職業訓練法人の解散の認可	
基 準 の 内 容			
1 解散の理由が、訓練生の確保が著しく困難となって認定職業訓練の実施が不可能となった場合、職業訓練の施設、設備が地震、火事等により滅失等の損害を被り、財政的に施設、設備を復旧して職業訓練を行うことが客観的に不可能な場合であること。社員の欠乏や債務超過などはこれには含まれない。 2 認可の申請書には次の事項を記載した書面を添付していること。（同法施行規則第52条） (1) 解散の理由の詳細 (2) 財産目録（残余財産の目録） (3) 残余財産の帰属に関する事項（残余財産の処分方法を記載した書面） (4) 精算人名簿及び就任承諾書 (5) 議事録			